

◎新潟県告示第293号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成21年10月新潟県告示第1284号）の一部を次のとおり改正し、平成25年4月1日以後に実施する試験等から適用する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表中

非常勤職員（事務補助）採用選考 考査	第1次考査の不合格者に 係る第1次考査の総合得 点及び順位	第1次考査の合格発表 日から1か月間	〃
	第2次考査の受験者に係 る第1次考査の総合得点 及び順位	最終合格発表日から1 か月間	
非常勤職員（事務補助、技能補助） 採用選考考査	総合ランク	合否通知の日から1か 月間	〃
臨時的任用職員採用選考考査	〃	〃	〃

」を

「

臨時的任用職員採用選考考査	総合ランク	合否通知の日から1か 月間	採用選考考査を実 施した本庁及び地 域機関
非常勤職員（事務補助、技能補助） 採用選考考査	〃	〃	〃
非常勤嘱託員採用選考考査	〃	〃	〃

」に

改める。